

路外駐車場設置（変更）届出書

平成 年 月 日

（あて先）成田市長

駐車場管理者の氏名又は名称
及び住所

駐車場法第 1 2 条の規定により、次のように届け出ます。

1 駐車場の名称						
2 駐車場の位置						
3 規模	イ 駐車場の区域の面積				m ²	
	ロ 駐車場の用に供する部分の面積 (A+B+C+D)				m ²	
	a 建築物である部分	駐車の用に供する部分の面積 (A)	一般公共の用に供する部分	四輪車(注)専用	(駐車台数	m ² 台)
				特定自動二輪車専用	(駐車台数	m ² 台)
				四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車駐車台数	m ² 台
					特定自動二輪車駐車台数	台
				小計	m ²	
			それ以外の部分	四輪車専用	(駐車台数	m ² 台)
				特定自動二輪車専用	(駐車台数	m ² 台)
				四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車駐車台数	m ² 台
					特定自動二輪車駐車台数	台
				小計	m ²	
	車路等の面積 (B)		m ²			
	b 建築物でない部分	駐車の用に供する部分の面積 (C)	一般公共の用に供する部分	四輪車専用	(駐車台数	m ² 台)
				特定自動二輪車専用	(駐車台数	m ² 台)
四輪車及び特定自動二輪車併用				四輪車駐車台数	m ² 台	
				特定自動二輪車駐車台数	台	
小計				m ²		
それ以外の部分			四輪車専用	(駐車台数	m ² 台)	
			特定自動二輪車専用	(駐車台数	m ² 台)	
			四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車駐車台数	m ² 台	
				特定自動二輪車駐車台数	台	
			小計	m ²		
車路等の面積 (D)		m ²				

	駐車の用に供する部分の面積の合計 (A+C)	一般公共の用に供する部分	四輪車専用	(駐車台数	m ² 台)
			特定自動二輪車専用	(駐車台数	m ² 台)
			四輪車及び特定自動二輪車併用	m ²	
				四輪車駐車台数	台
			特定自動二輪車駐車台数	台	
			小計	m ²	
		それ以外の部分	四輪車専用	(駐車台数	m ² 台)
			特定自動二輪車専用	(駐車台数	m ² 台)
			四輪車及び特定自動二輪車併用	m ²	
				四輪車駐車台数	台
			特定自動二輪車駐車台数	台	
			小計	m ²	
4 構造	イ 建築物である部分				
	ロ 建築物でない部分				
5 設備	イ 特殊の装置	a 特殊の装置の有無			
		b 特殊の装置に係る 駐車場法施行令第15条の規定による 認定の概要	認定の番号		
			特殊の装置の名称等		
	ロ	それ以外の設備			
6	付帯業務のための施設				
7	従業員概数				
8	供用開始 (予定) 日				

(注) 道路交通法 (昭和 35 年法律第 105 号) 第 2 条第 1 項第 9 号のうち、特定自動二輪車以外のもの

<路外駐車場設置（変更）届出書記入上の注意>

- (1) 路外駐車場変更届出書にあつては、変更しようとする部分を朱記すること。
- (2) 3のロ欄の「駐車場の用に供する部分の面積」欄においては駐車場の用に供する部分、車路、料金徴収施設、操車場所、乗降場その他駐車のため必要な施設の総面積について記載すること。
- (3) 3のロのa欄及びb欄の「駐車場の用に供する部分の面積」欄の「それ以外の部分」欄においては、月ぎめ契約等により特定の顧客の駐車場の用に供する部分等一般公共の用に供する部分以外の部分の面積を記載すること。
- (4) 3のロ欄のa欄及びb欄の「車路等の面積」欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車場の用に供する部分を除いた部分の面積を記載すること。
- (5) 4のイ欄においては、建築物の階数、建築面積、構造上の種別（木造、耐火構造等の別）、及び避難階段の数を記載すること。なお、大建築物の一部にある路外駐車場にあつては、その旨を記載すること。
- (6) 4のロ欄においては、車路及び駐車場の用に供する部分のみについて記載すること。
- (7) 5のイのa欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- (8) 5のイのb欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る駐車場法施行令第15条の規定による大臣認定番号を記載すること。
- (9) 5のイのb欄の「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称（商品名）、製造者名を記載すること。
- (10) 5のロ欄においては、特殊の装置以外の換気装置、照明装置、警報装置その他の設備の概要を記載すること。
- (11) 6欄においては、路外駐車場の業務に附帯して行う業務のための施設の概要を記載すること。

<供用時間等の明示>

路外駐車場管理者は、利用しようとする者の見やすい場所に、供用時間及び駐車料金の額を明示しなければならない。

また、管理規程の抜すいを明示するようにする。

路外駐車場管理規程（変更）届出書

平成 年 月 日

（あて先）成田市長

駐車場管理者の氏名

又は名称及び住所

駐車場法第 13 条の規定（第 1 項・第 4 項）により、別添のとおり管理規程を（定め・変更し）たので届け出ます。

1 駐車場の名称

2 駐車場の位置

3 供用開始日（変更日） 平成 年 月 日

4 管理規程 別添のとおり

<管理規程に定めるべき事項>

1. 路外駐車場の名称

2. 路外駐車場管理者の氏名及び住所（法人にあってはその名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所）

3. 路外駐車場の供用時間に関する事項

休業日並びに1日における供用時間の開始及び終了の時刻

4. 駐車料金に関する事項

駐車料金の額は確定額をもって定めねばならない。

また、額の基準は

- (1) 適正な原価を償い、適正な利潤を含む額をこえないこと。
- (2) 利用する者に対し不当な差別的取扱いとなる額でないこと。
- (3) 利用する者の負担能力をこえるおそれのない額であること。

5. 路外駐車場の供用契約に関する事項

路外駐車場に駐車する自動車の滅失又は損傷についての損害賠償に関する事項を含むものでなければならない。

6. その他

- (1) 路外駐車場の構造上駐車することの出来ない自動車
- (2) 路外駐車場の業務に附帯して行う燃料の販売、自動車の修理その他の業務の概要

7. 管理規程の変更

管理規程に定めた事項を変更しようとするときは、あらかじめ当該市長または町村長に届出なければならない。